

○理事会（令和5年度：第4回）資料

社会福祉法人 鹿島市社会福祉協議会

令和6年度

事業計画書・資金収支予算書



令和6年(2024年)3月27日

社会福祉法人 鹿島市社会福祉協議会

# 令和6年度 事業計画・資金収支予算書

## 《 目 次 》


項 目	頁
<b>○事業計画書</b>	
(はじめに)	
・社会福祉協議会の5つの活動方針	1
・鹿島市社協の沿革と機能、取り組む事業(概要)	1～2
(事業体系)	
・「定款」の規定に基づく鹿島市社協の「事業体系」	3～4
第 1 事業方針	5
第 2 重点施策	6
第 3 実施事業	
1. 地域福祉の推進	6～8
2. 高齢者や生活に課題を抱える市民への生活支援	8～11
3. 生活を支援する資金の貸付	11～12
4. ボランティア活動の支援	12～13
5. 共同募金運動の推進	13
6. 日本赤十字社佐賀県支部鹿島市地区業務の推進	13～14
7. 社会福祉協議会の活動基盤整備	14～15
・令和6年度年間の主な事業	16
・法人運営の基本理念なる関係法令など	17
<b>参考資料</b>	
・組織図	18
・役員等名簿	19
・職員配置表	20
<b>○資金収支予算書</b>	
1. 予算概要(説明資料)	21～23
2. 資金収支予算書	24～29

## 〇はじめに

### 社会福祉協議会の5つの活動原則

(1992年、全国社会福祉協議会が策定した「新・社会福祉協議会基本要綱」抜粋)

1. 住民ニーズ基本の原則	調査等により、地域住民の要望、福祉課題の把握等に努め、住民のニーズに基づく活動を進めます。
2. 住民活動主体の原則	住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動を進めます。
3. 民間性の原則	民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を活かした活動を進めます。
4. 公私協働の原則	福祉・保健・医療・教育の行政機関や民間団体等との連携を図り、行政と民間組織との協働による活動を進めます。
5. 専門性の原則	住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かし、活動を進めます。

	<p>このマークは、社会福祉協議会のシンボルマークです。(全国共通) 社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手を取りあって、 明るいまあわせな社会を建設する姿」を表現しています。</p> <p>昭和47年(1972年)6月制定</p>
--	--

## 〇鹿島市社協の沿革と機能

「鹿島市社会福祉協議会」は、昭和の大合併(6か町村合併)で鹿島市が誕生した直後の、昭和30年(1955年)4月に任意団体として発足し、昭和42年(1967年)6月に社会福祉法に基づく、公的な団体「社会福祉法人」の認可を得て本格的に動き出しました。

「社会福祉協議会」を略して「社協」と呼ばれています。すべての市区町村、都道府県、指定都市に設置され、その全国ネットワークにより活動を進めています。

社会福祉法人「鹿島市社会福祉協議会」は、「5つの顔(機能)」を持っています。

1. 地域福祉を推進する民間団体(社会福祉法人)
2. 鹿島市生活自立支援センター
3. 鹿島市ボランティア活動センター
4. 佐賀県共同募金会鹿島市支会
5. 日本赤十字社鹿島市地区

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに安心して暮らしたい」これは、すべての市民の共通の願いです。鹿島市社協は、こうした鹿島市民の願いをかなえるために、「5つの顔」の機能をフルに活用して、地域住民の皆さまや行政機関、各種団体、福祉施設等と連携し、総合的な地域福祉の推進を図るために日々活動しています。

## ○鹿島市社協が取り組む主な地域福祉事業や活動など（概要）

1. 生活支援体制整備事業（福祉のまちづくり事業）
  - (1) 地域域包括ケアシステムの構築に向けて（第1層協議体、第2層協議体）
  - (2) 地域資源の発掘、開発、育成、活用
  - (3) 地域共生ステーション「もりの家」の施設を活用した事業展開
2. 生活困窮者自立相談支援事業、生活お困りごと相談
  - (1) 自立相談支援
  - (2) 就労準備支援
  - (3) 家計改善支援 など
3. 市民ボランティアの支援と社協との協働（鹿島市ボランティア活動センター）
  - (1) 地域ボランティア育成支援、市民ボランティア発掘（人財バンク） ⇒社協との協働
  - (2) 地域活動の支援、福祉教育推進（地域や学校と連携）
  - (3) 災害への備え、災害ボランティア活動
4. 社会福祉法人等の地域貢献推進事業（プラットフォーム事業）
5. ふれあいいきいきサロン、食生活改善事業（会食会など）
6. 愛の一声ネットワーク事業（見守り）
7. あんしんキット設置事業（緊急時の連絡先等）
8. 福祉サービス利用援助事業
  - (1) 判断能力が不十分な方への相談援助・日常的金銭管理援助等
9. 生活福祉資金貸付事業
  - (1) 新型コロナ対策特例貸付（借受人）へのフォローアップ支援（償還等）
10. フードバンク（食料支援） / 制服・学用品バンク事業
11. 福祉用具貸出事業・思いやり推進事業（福祉用具等リサイクル斡旋事業）
12. 福祉バスの運行（マイクロバスを1台保有）
13. 各種の福祉イベントの開催、開催支援（ボランティア募集、共催、後援等）
14. 社協常設バザー、福祉施設の商品販売支援
  - (1) 事務所横にバザー常設コーナー「ほっとスポット」設置
15. 地域福祉活動助成事業
  - (1) 行政区（公民館等）の各種備品整備、バリアフリー化、伝承芸能などの地域づくり支援
16. 収集ボランティアの推進
  - (1) 書き損じ、未使用ハガキ、使用済み切手、エコキャップ等の募集
17. 広報誌「鹿島市社協だより」発行、ホームページ運営（常時）、SNS活用
18. 鹿島市地域包括支援センター運営への参画 ※職員（社会福祉士等）の派遣
19. 赤い羽根共同募金（県共同募金会）、地域福祉たすけあい募金
20. 日本赤十字社佐賀県支部（鹿島市地区業務）
  - (1) 活動資金（会費、寄付、遺贈等）の募集
  - (2) 各種救援金（義援金）の募集（国内外の災害、紛争地域での人道支援等）

## ○旧鹿島デイサービスセンター「吹上荘」施設活用事業

- (1) 鹿島介護予防支援センター（社会医療法人祐愛会と共同運営）
- (2) 旧有料老人ホーム「ひだまり」施設の貸付（祐愛会へ）

## ○事業体系

社会福祉法人 鹿島市社会福祉協議会の事業

### 「定款」の規定に基づく法人全体の「事業体系」

#### 【定款抜粋】

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、鹿島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

#### (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- ・理事会の開催
- ・評議員会（定時等）の開催
- ・監事会の開催（中間監査、決算監査）
- ・法人指導監査（鹿島市）への対応
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・職員の資質向上と人材育成、内部連携
- ・財政基盤の強化

#### (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- ・ふれあいいきいきサロンの設置推進と強化
- ・高齢者食生活改善事業（会食会）（鹿島市からの委託事業）
- ・愛の一声ネットワーク実践区の設置事業（鹿島市からの委託事業）
- ・老人福祉センター活用事業（市民交流プラザ）

#### (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- ・広報誌「社協だより」の発行
- ・ホームページの運営
- ・鹿島ケーブルテレビ（ネット鹿島）等、マスメディアを活用した広報
- ・福祉団体等への助成事業（赤い羽根共同募金の配分金活用）
- ・地域に対しての福祉活動助成事業（地域福祉たすけあい募金の配分金活用）

#### (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- ・福祉用具貸出事業
- ・おもいやり推進事業（福祉用具リサイクル斡旋事業）
- ・あんしんキット配布事業
- ・日本郵便株式会社との「フードバンク事業等の連携協定」事業

#### (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
- ・保健、医療、福祉との連携
- ・佐賀県社会福祉協議会、県内市町社会福祉協議会（10市10町）との連携

#### (6) 共同募金事業への協力

- ・赤い羽根共同募金運動の推進
- ・地域福祉たすけあい募金運動の推進

(7) **福祉サービス利用援助事業**

- ・安心サポート事業の推進（日常的な金銭管理等）
- ・成年後見制度の啓発、相談、移行支援

(8) **福祉資金貸付事業**

- ・たすけあい貸付資金貸付事業（鹿島市社協取扱い分）
- ・緊急ライフサポート事業「絆資金」貸付事業（鹿島市社協取扱い分）
- ・生活福祉資金貸付事業（佐賀県社協取扱い分）
- ・生活福祉資金貸付事業（コロナ特例貸付分）
- ・福祉おもいやり特別資金貸付事業（鹿島市保険健康課長寿社会係扱い）

(9) **ボランティア活動センター運営**

- ・鹿島市ボランティア活動センター事業の推進
- ・ボランティア活動に関する相談窓口の整備
- ・ボランティア活動の支援

鹿島市ボランティア連絡協議会

鹿島市ボランティア人財バンク（個人ボランティア）

(10) **自立相談支援事業**

- ・生活困窮者自立相談支援事業（鹿島市からの委託事業）
- ・フードバンク事業（食料支援）
- ・制服、学用品バンク事業
- ・福祉食堂（地域食堂、こども食堂等）
- ・入学、進級支援事業（制服、学用品等）
- ・生活困窮者自立支援機能強化事業（相談体制強化）
- ・生活困窮者自立支援機能強化事業（プラットフォーム整備）
- ・日本郵便株式会社との「フードバンク事業等の連携協定」事業（※再掲）

(11) **就労準備支援事業**

- ・生活困窮者就労準備支援事業（鹿島市からの委託事業）
- ・自立チャレンジサポート事業（就労体験支援）

(12) **家計改善支援事業**

- ・生活困窮者家計改善支援事業（鹿島市からの委託事業）

(13) **生活支援体制整備事業**

- ・生活支援体制整備事業（第1層）（鹿島市からの委託事業）
- ・生活支援体制整備事業（第2層）（鹿島市からの委託事業）

(14) **福祉バス運行管理事業**

- ・福祉バス（社協マイクロバス）の運行管理事業

(15) **その他本会の目的達成のため必要な事業**

- ・「生活お困りごと相談」窓口の開設
- ・「くらしの手続き無料相談会」の開催
- ・「鹿島市地域包括支援センター」への職員派遣
- ・日本赤十字事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部鹿島市地区）
- ・旧「吹上荘」関連施設の活用事業

# 令和6年度 事業計画書

## 第1 事業方針

### (1) 地域共生社会（地域福祉のまちづくり）

国では、「地域共生社会」の実現をめざし、市町村における「包括的な支援体制」の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本会においても、地域福祉の推進を目的とする団体として、地域生活課題の解決に取り組みます。

#### ○基本理念

- ① 誰ひとり取り残さない、人にやさしい福祉のまちづくり
- ② 誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくり
- ③ 若者、子育て世代から高齢者まで「全世代対応型の地域福祉」

そのため、住民参加と関係者、関係機関との連携協働がますます求められており、「重層的支援体制整備事業」など新たな視点での取り組みに積極的に対応します。

### (2) 新型コロナ、新たな日常への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」、「総合支援資金（生活支援費）」について、特例措置が設けられ、受付が令和2年3月25日から始まり、10回の延長を経て令和4年9月30日で貸付が終了しました。（期間：約2年6か月）

※貸付状況（最終）件数：434件（借受人：246人）貸付総額：1億6,165万円

すでに昨年（令和5年1月）から貸付金の償還（返済）手続きが開始されていることから、償還手続きの支援や、引き続き生活のしづらさを抱えた方への丁寧な相談支援（償還免除世帯を含む、借受人へのフォローアップ等）に取り組むために切れ目のない相談支援体制づくりに取り組みます。

「新たな日常」といわれる「ウイズコロナ、ポストコロナ社会」における地域福祉活動の展開については、市民の暮らしの多様な困難に対し、迅速かつ柔軟な対応が期待されており、地域と連携した支えあい支援の仕組みを構築します。

### (3) 今後の事業展開

令和6年度も引き続き、鹿島市との緊密な連携のもと、社協の総合力とネットワークを活かして、これまで積み上げてきた住民主体の地域福祉活動のさらなる発展を目指します。

また、「コロナ禍」において深刻化、顕在化したさまざまな課題にも迅速に対応すべく、関係機関や団体、福祉施設等との連携と協働による権利擁護、生活支援、質の高いサービスの充実に努め、「誰ひとり取り残さない、福祉のまちづくり」を推進します。

### (4) 地域の「結節点」として

本会の各種地域福祉事業における、各種サロン、居場所づくり、老人クラブ、介護予防教室などの運営支援、講師や指導者の派遣、生活困窮者支援事業等は、本会（鹿島市社協）が地域の「結節点」「扇の要（かなめ）」としての役割を果たし、積極的に市民ボランティア団体や個人ボランティアとの協働、連携を図り「地域資源」の発掘、開発、活用を推進し、地域から期待される社協業務の多様化

に対応します。

## 第2 重点施策、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進める」

1. 地域福祉の推進
2. 高齢者や生活に課題を抱える市民への生活支援
3. 生活を支援する資金の貸付
4. ボランティア活動の支援（鹿島市ボランティア活動センター）
5. 共同募金運動の推進（赤い羽根募金、地域福祉たすけあい募金等）
6. 日本赤十字社佐賀県支部鹿島市地区業務の推進
7. 社会福祉協議会の活動基盤整備

## 第3 実施事業

### 1. 地域福祉の推進

社協の使命でもある、「地域づくりと地域福祉の推進を目指し」それぞれの地域の特性を活かした住民相互による支えあい活動を支援する「生活支援体制整備事業」において、地域の福祉課題解決へ向けた取り組みを更に推進します。

経済的な問題の他、こころの問題、家族や家庭の問題、地域との問題、健康上の不安など、市民が抱える「あらゆる生活のお困りごと」の相談に対応します。

情報発信、情報共有を重視して、「公式ホームページ」の充実や各種の「SNS活用」を行い、広報紙（社協だより）もより親しみやすい紙面づくりに努め、市民の方々の地域福祉への関心を高め、福祉サービスを有効に利用できるよう取り組みます。

#### （1）生活支援体制整備事業（鹿島市委託事業）

「生活支援体制整備事業」は、社協事業の大きな柱であるため、その事業効果を高めるため、常に「第1層」と「第2層」との事業連携を深め、更に、「住民主体、地域主体」を事業の原点として、地域住民、ボランティア、関係組織や機関とのネットワークを構築して取り組みます。

今後は、「鹿島市老人クラブ連合会」と所属する地域の「単位老人クラブ」など地域の福祉団体、ボランティア組織との連携を深め事業の充実を図ります。

また「佐賀県生活支援コーディネーター連絡会」へ運営委員を派遣して参画し、県内各団体との情報交換、情報共有を図り事業連携を深めます。

#### ①第1層協議体（市内全域）

関係機関、団体等との連携を図り、介護予防・生活支援の担い手の育成、サービスや地域資源の開発等を推進します。関係団体や地域住民で組織された「第1層協議体」のメンバーで引き続き地域での支えあいづくりや高齢者の多様な社会参加の場づくり、地域での課題解決に向けての社会資源の開発を推進します。

## ②第2層協議体（中学校区）

引き続き、地域資源や地域課題（ニーズ）の把握に努め、地域住民が主体となった、まちづくりの構築に向けて取り組みます。

これまで取り組んで来た、「買物応援バス」に加え、令和2年度から開始した「シニアカフェ」、「なでしこサロン（視覚障がいをお持ちの方の集い）」などの事業を検証しながら継続して実施します。

令和4年度に、新たな地域資源の充実（発掘、開発）のため民生児童委員を主体とした「第2層協議体」の設置を行い、地域に密着したきめ細かな事業展開の基盤を整備しており、今後は、有効に機能することを目指します。

## ③旧「吹上荘」関連施設の活用

令和2年度から、旧「吹上荘」関連施設は、社会医療法人「祐愛会」への貸付けが始まりました。しかしながら、「新型コロナウイルス感染予防」の影響で、施設での本格的な研修会や教室、講座などの開催は、休止の状態が令和5年度まで続きました。

今後、コロナや新型インフルエンザ等の感染症の状況を見ながら、「祐愛会」と密接に連携し、住民主体の「生活支援」、「介護予防」、「市民ボランティア活動」などの「福祉のまちづくり」の拠点施設として有効に活用し、機能するよう取り組みます。

## ④地域共生ステーション「もりの家」の活用

地域共生ステーション「もりの家」の施設は、所有者である特定非営利活動法人「NPOこころ」様から、施設の有効活用の一環として社協事業への協力を得ており、これまで“男性が行きたくなる場所”をコンセプトに新しい居場所「シニアカフェ」や、視覚に障がいをお持ちの方の集いの場「なでしこサロン」を開設しました。

今後も新しいご利用者様、ボランティアを仲間に迎えながら運営方式についても常に検証するとともに、「もりの家」の施設の更なる有効活用について、新事業の立ち上げも含め積極的に取り組みます。

## （2）福祉団体等への活動助成事業

各種の「福祉団体」、「ボランティア団体」を対象として、各団体が企画する福祉活動に対し、助成金を交付し、市内の福祉活動の推進を図ります。交付団体の活動状況、事業効果などを検証し、貴重な財源の有効活用に努めます。

## （3）広報啓発事業

### ①広報誌「社協だより」の発行

社協の活動及び福祉に関する事柄についての記事、情報を掲載した「社協だより」を年2回発行し、区長会様の協力を得て、市内全世帯や関係機関へ配布し、地域住民への広報、啓発、PRなど、市内外への情報提供、情報発信を行います。

なお、令和4年度から、鹿島市老人クラブ連合会の広報誌「ひろば」と合同（合冊）で発行しており課題等を検証し改善しながら継続して取り組みます。

### ②公式ホームページによる福祉情報提供

定期的に福祉活動や研修会などの情報を発信し、社協事業の紹介、地域福祉の啓発を行います。

「ホームページ」は、市内外へ向けての有効な情報発信の基本的かつ重要な手段として、内容の充実に努め、更新サイクル、運用方法などを見直し、再構築を行います。

### ③積極的な情報発信（マスコミ対応等）

社協の活動や事業を広く認知してもらうため、新聞、テレビ、ケーブルテレビなど、各種のメディア、マスコミに積極的な情報提供、情報発信を行います。

また、新たな情報発信の手段として「ライン」「フェイスブック」「インスタグラム」などの各種SNSの活用を積極的に取組みます。(DX、デジタル技術の活用など)

## 2. 高齢者や生活に課題を抱える市民への生活支援

- (1) これまでの「コロナ禍」により増加している生活困窮世帯や、ひきこもりの当事者や家族に加え、「コロナ禍」を契機に社会とのつながりを失い、孤独・孤立を深めた人に対する支援の強化を通じ、これまで支援につながっていなかった潜在的な要支援者を見つけ支援を届ける「アウトリーチ」を行い、適切な支援関係機関につなげます。
- (2) 福祉サービス利用援助事業では、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではない方々に対して、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理の支援を行い、これらの方々が地域で安心して暮らせるように努めます。
- (3) 「成年後見制度利用促進」の取り組みでは、中核機関である「藤津鹿島地区成年後見センター」や鹿島市等の関係機関と連携しながら、総合的な権利擁護体制の構築に努めます。
- (4) 「買物応援バス」、「シニアカフェ」、「なでしこサロン（視覚障がいをお持ちの方の集いの場）」など、これまで取り組んできた各種の事業を検証しながら継続し、更に求められるニーズや地域資源の発掘、開発に努めます。「買い物応援バス」は、これまでの「七浦地区」に加え、令和5年度は、「浜地区」の運行を地元の協力を得ながら開始しました。更なるエリア拡大について検討と協議を重ねます。
- (5) 「誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会」の実現に向けて、現役世代（高齢者予備軍）から高齢者まで等しく「DX、デジタル技術」の恩恵を受けられるよう関係機関と連携して取り組みます。(鹿島市DX推進室、鹿島DX研究会、鹿島デジタル社会推進協会など)

### ○主要事業

#### (1) ふれあいいいききサロン活動推進事業

高齢者と地域住民が、気軽に足を運べるような場を地域に作り、仲間づくり、居場所作り、介護予防などを目的とした「ふれあいいいききサロン」の活動の継続性を担保していくため、運営者の情報交換やスキルアップの機会を充実させて行くと共に、各サロンに対する運営費助成を見直します。

#### (2) 高齢者食生活改善事業（鹿島市委託事業）

「ふれあいいいききサロン」の中で、「食生活改善事業」の取り組みとして、手作りの食事を提供した場合に、助成金を交付し、高齢者の食生活の質の向上及び健康維持を図ります。

#### (3) 愛の一声ネットワークの設置推進（鹿島市委託事業）

独居高齢者など見守りが必要な方に対して、隣近所の方が、民生・児童委員と連携しながら、定期的に安否の確認を行う組織（ネットワーク）を市内各地に広げていく活動を推進します。

また、「愛の一声ネットワーク」と緊急通報システム（市事業）、あんしんキット（社協事業）を有効に組み合わせるなど、見守りの強化を図ります。

#### (4) あんしんキット配布・設置事業

在宅の独居高齢者や障がい者などに対して、緊急時（救急搬送等）に迅速に対応できるように、主治医や緊急連絡先などの情報を「専用容器」に入れ、家庭の「冷蔵庫」に保管しておく事で、見守り活動の充実を図ります。また、「専用容器」の中の情報が、常に最新情報が記入されているように、「あんしんキット」の適正な管理について広報啓発を図ります。

#### (5) 福祉用具貸出事業

在宅の高齢者、障がい者、病気や疾病により介護福祉用具を必要とする方に対し、自立支援及び在宅介護の負担軽減のため「福祉用具の貸出」を行います。

#### (6) おもいやり推進事業（福祉用具等リサイクル斡旋事業）の充実

家庭で不要になった福祉用具やチャイルドシートなどの用具の有効活用をするために、「福祉用具などを譲りたい人」と「福祉用具が必要な人」の斡旋、調整を行います。

#### (7) 福祉バスの運行管理事業

市内の福祉団体やボランティアグループが実施する研修等を目的とした活動や事業に対し、社協が所有する「福祉バス（マイクロバス）」の運行によって移送支援を行います。

「新型コロナ」や「各種の感染症」の状況に留意しながら、当面は、可能な限り使用範囲や乗車人数に制限を設けず、通常通り運行を行います。

#### (8) 生活困窮者自立相談支援事業（鹿島市委託事業）

様々な理由で生活に困っている方に対し、専門性を有する支援員（相談員）が相談に応じ、自立に向けた支援計画（プラン）を立て、関係機関と連携を図りながら、相談者に寄り添い、自立へとつなげます。

また、関係機関とのネットワークづくりと、地域に必要な社会資源（地域資源）の開発に取り組み、地域全体の支援の力が高まるように努めます。

令和4年度、5年度に実施した鹿島市からの委託事業「生活困窮者支援体制強化プラットフォーム整備事業」など、地域支援を強化する各種事業には主体的かつ積極的に取り組みます。

#### (9) 生活困窮者就労準備支援事業（鹿島市委託事業）

生活困窮者自立相談支援事業への申込者の中で、「社会との関わりに不安がある」、「長期間就労をしていない」等、直ちに就労が困難な方に、一般就労の前段階としての基礎能力の形成を図ります。また、就労体験先の開拓を行います。

#### (10) 家計改善支援事業（鹿島市委託事業）

生活困窮者自立相談支援事業への申込者の中で、家計見直しの必要性がある方に対し、面談などで家計の状況を理解して、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲や家計管理の力を高め、早期に家計を再生し、生活困窮状態となることを予防します。

#### (11) 生活お困りごと相談

「生活困窮者自立相談支援事業」が、「相談の内容や対象者を限定しない生活全般の相談窓口」であることから、「どんな相談でも断らない相談窓口」として市民へ広く相談窓口を開き、その問題解決のプロセスの中で地域課題を見出し、新たなサービスや社会資源の開発につなげます。

相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え「支援プラン」を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行い、それぞれの課題を、一人だけで、ご家族だけで、抱え

込むことがないように取り組みます。

#### ○具体的な事例（相談の内容や対象者を限定しない相談体制の構築）

- ①生活に困っている、多額の借金がある
- ②税金、家賃、水道料、電気料等を滞納している
- ③働きたいけど、どうしていいのかわからない
- ④社会に出るのが不安、仕事に就いても長続きしない
- ⑤引きこもりの子どもの将来が心配（家族の悩み全般）
- ⑥近所や知り合いに「いろいろな課題」を抱えている家庭があり心配している
  - ・生活困窮、ひきこもり、こどもの貧困、ヤングケアラー など
- ⑦その他、何らかの「生きづらさ」や「悩み」を抱えている方 など

### (12) フードバンク事業

市民や企業から、消費期限が迫るなど、まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を寄付していただき、食べ物に困っている人達に届ける事で、フードロスの解消と生活困窮者の支援を行います。

コンビニ店の改装、企業の商品整理などで発生する食品や日用品の提供情報が、県社協などを通じて寄せられる場合は、積極的に受け入れを行い、品物の確保に努めます。

「フードバンク佐賀」等から提供される大量、不定期の品物への対応として、民生児童委員会（6地区94人）の協力で、支援が必要な世帯へ速やかに配布できる体制を構築しており、引き続き連携して取り組みます。

令和4年度からは、日本郵便株式会社様と連携協定を締結し、市内の7郵便局が市民のみなさまからの食品等の寄付受け付けの窓口となっていただいています。（令和4年3月28日協定締結）

令和5年度は、「政府備蓄米」の無償提供を受け、子育て世帯への無料配布する事業を立ち上げることができ非常に好評でありました。このような支援事業には、常にアンテナを張って活用できる事業を見逃すことなく積極的に対応します。

### (13) 制服・学用品バンク事業

市民や関係機関から、まだ使える制服や学用品を提供（寄付）してもらい、生活困窮家庭の子供達へ届ける事で、困窮世帯の子どもの支援と、リユース（同じものを繰り返し大切に使う）活動推進につなげます。

### (14) 地域食堂やこども食堂等「居場所づくり」の支援

食事の提供を通じて、こどもや保護者の「居場所」となる「こども食堂」、「福祉食堂」、「地域食堂」等の開設から運営までの支援を行います。

これらの事業についても、国、県、市や共同募金会（赤い羽根）などの支援事業には、常にアンテナを張って活用できる事業を見逃すことなく積極的に対応します。

### (15) 自立チャレンジサポート事業

生活困窮者就労準備支援事業への申込者が、ボランティア活動や就労体験など、本人の自立のために必要な活動に取り組む事に対して、交通費程度の手当を支給し、生活困窮者等の就労意欲向上や社会参加、自己実現を図ります。（協力企業や事業所、ボランティア団体の募集、確保）

### (16) 緊急ライフサポート事業

生活困窮者自立相談支援事業の利用申込者が、公共料金の支払いや受診費用、生活に必要な物品購

入など、緊急に資金が必要な場合に迅速な支援（貸付等）を行い、自立した生活を維持できるよう支援します。

- ①フードバンク事業による緊急的な食料支援
- ②絆資金（令和4年度創設、相談支援員の判断で即日上限1万円の緊急貸付）
- ③未来安心サポート事業（ライフライン等を守るための通帳預かりサービス） など

### (17) 暮らしの手続き無料相談会

佐賀県行政書士会（杵藤支部）の協力のもと、「定期相談会」を開催し、遺言、相続、終活、外国人関係や、新たな課題である「成年後見制度」などの相談を広く受け付け、市民の様々な課題解決の支援を行います。

開催日時や相談について、広報を行い、積極的な活用を促します。（毎月、第3金曜日）

### (18) 福祉サービス利用援助事業

利用契約者数（金銭管理等）に応じた生活支援員を配置し、適正適切な事業運営に努めます。また、コロナ、新型インフル等により面会や訪問が制限されている状況の場合でも、適切な事業利用及び支援ができるよう関係機関との連携強化に努めます。

- ・生活支援員2人（現在）

### (19) 国、県、市等の各種補助事業、委託事業等の活用

令和4年度、5年度で取り組んだ「生活困窮者自立支援機能強化事業（プラットフォーム整備）」など、活用できる補助事業、委託事業がある場合には積極的に対応して、財源の確保を行い、支援や配慮が必要な市民への支援強化につなげます。（※再掲）

### (20) 鹿島市との連携

本会の事業運営において、鹿島市との密接で機能的な連携は欠かせません。特に「福祉課」や「保険健康課」、「鹿島市地域包括支援センター」との事業連携は、重要であり本会から専門職（社会福祉士等）を派遣し事業に参画し、連携強化に努めます。

## 3. 生活を支援する資金の貸付

コロナ感染拡大（コロナ禍）の影響が長期化し、生活福祉資金特例貸付を多くの方が利用されましたが、経済的基盤が弱い世帯の困窮が深刻化しています。

令和5年1月から償還（返済）が始まり、生活福祉資金特例貸付を利用している住民税非課税世帯への償還免除や猶予の手続きも行われていることから、借受世帯の現状確認と免除・猶予申請が必要な世帯への積極的なアプローチ、生活困窮者自立支援事業との一体的な支援に取り組みます。

### (1) たすけあい資金貸付事業（市社協扱）

低所得世帯・身体障がい者世帯・母子世帯等が、一般の融資機関等から資金の融資を受ける事が困難であり、生活上一時的に資金を必要とする場合に、貸付を行うことにより、生活の安定を支援します。

新規貸付に際しては、生活困窮者自立相談支援事業への申し込み（登録）が条件となり、返済計画や生活の立て直しの支援も併せて行います。

### (2) 生活福祉資金貸付事業（県社協扱）

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等の自立更正を支援するため、県社協が運営する生活福祉資金貸付制度の利用窓口として役割を果たします。

資金貸付後は、地域の民生委員児童委員と協力し支援や指導を行い、滞納者については自宅訪問や面接を行います。新規貸付に際しては、生活困窮者自立相談支援事業への申し込みが条件となり、返済計画や生活の立て直しの支援も併せて行います。

### **(3) 福祉おもいやり特別資金貸付事業**

虐待を受けている高齢者等が、療養や介護に要する費用に困窮しており、緊急に資金を必要とする場合に、迅速に支援（貸付）を行うことにより、高齢者福祉の増進に寄与します。

## **4. ボランティア活動の支援（鹿島市ボランティア活動センター）**

(1) ボランティア団体の活動の調整、活動に関する情報発信、運営に関する相談に対応し、活動の支援及び市民の参加促進に取り組みます。

(2) 地域共生社会の実現は、ボランティア団体の活動も重要で大きな柱となります。「鹿島市ボランティア連絡協議会」の活動支援や研修会、交流会等を開催し、課題や成果等相互の活動を理解し協働のきっかけとなる関係づくりを進めます。また、住民ニーズの把握に努め、ボランティア活動の企画を行います。

(3) 令和6年1月1日に発生した、「能登半島地震」など、近年、自然災害の発生が相次いでおり、毎年のように全国各地で「災害ボランティアセンター」が開設されています。平常時から災害ボランティアセンター開設時に備え、地域・各種団体との協議の場づくりに取り組みます。

(4) 「県内社協災害時相互応援協定」に基づき要請があった場合は、本会職員の派遣も含め、連携と支援に積極的に取り組みます。

(5) 「鹿島市ボランティア連絡協議会」を地域と社協をつなぐ、また、地域と地域をつなぐ「プラットフォーム（基盤）」と位置づけて登録団体の拡大に努め、登録団体の運営と活動を支援し、社協事業との連携を深めます。

そのため、本会（鹿島市社協）が地域の「結節点」「扇の要（かなめ）」としての役割を果たします。

### **○主要事業**

(1) 鹿島市ボランティア活動センターの運営

(2) ボランティア人財バンク（個人ボランティア）の登録推進と登録者の活動推進（活動事業案内）

・「傾聴ボランティア」等の「訪問型ボランティア」への対応など、新たな課題への取り組みの強化

(3) 鹿島市ボランティア連絡協議会の活動支援（事務局）

(4) ボランティアや団体の交流と組織化、活動支援、協議会への加入促進

(5) 学校などでの福祉教育のプログラム（メニュー開発）の提案

(6) ボランティア活動保険の加入促進

(7) 災害ボランティア活動、災害ボランティアセンターの開設準備（常に災害に備える）

・「社協」、「かしま防災サポータズクラブ」、「ボランティアDIWA」の三者で「災害ボランティアセンター運営に関する協定（三者協定）」を締結（令和2年8月）

・鹿島市と社協で「大規模災害時における鹿島市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定」の締結（令和4年4月）

- (8) 収集ボランティア（使用済み切手、書き損じハガキ等）の推進
- (9) エコキャップ回収事業（鹿島市環境衛生推進協議会との共同事業）
- (10) 24時間テレビ募金活動への参画 など

## 5. 共同募金運動の推進

福祉活動の資金確保が年々厳しくなる現状の中で、「共同募金」は、地域福祉活動を進めるための有効な資金となっています。

今年度も、赤い羽根共同募金の協力店の開拓や、法人募金、街頭募金・募金箱の設置などと併せ、広報啓発を広く行い積極的な運動を推進します。

また、配分金は、地域のニーズに対応できるよう、十分に検討して適切な配分に努めます。

### (1) 共同募金事業への参画・推進（10～12月）

鹿島市社協の地域福祉活動の財源確保のため、「佐賀県共同募金会鹿島市支会」として共同募金運動（赤い羽根募金、地域福祉たすけあい募金）に参画し、市内で募金活動を展開し、適切な配分と活用に努めます。

- ・募金箱の設置／公共施設、各種団体や施設、事業所、商店など
- ・街頭募金／市内5～6か所の商業施設等
- ・イベント募金／主催団体への積極的なお願い
- ・各種の会議、集まり等での募金のお願い
- ・募金の配分や使途、社会的な事業効果など積極的な広報、PRに努める

### (2) 地域に対しての福祉活動助成事業

地区及び行政区などに対して、「地域福祉たすけあい募金」の配分金から助成金を交付し、地域福祉や地域づくりを推進します。（公民館の備品整備、バリアフリー、伝承芸能用具整備など）

## 6. 日本赤十字社佐賀県支部鹿島市地区業務の推進

日本赤十字社佐賀県支部鹿島市地区（地区長：鹿島市長）として赤十字思想の普及啓発に努め、関係機関との連携を深め、日赤組織の総合力を活用し、国内外における人道支援活動、地域に寄り添った災害救助活動、被災地支援等の活動を展開し参画します。

- ①日赤会費募集（赤十字会員・活動資金の増強） ⇒鹿島市区長会等の関係組織と連携
- ②赤十字会員増強運動月間（5月1日～31日）
- ③災害義援金募集（随時）
- ④被災地支援、災害ボランティアセンター設置運営での連携（随時）
- ⑤防災研修会（赤十字防災セミナー等）の開催（災害への備え、救急法講習等）
- ⑥献血（佐賀県赤十字血液センター）事業の共催（献血バス等）
- ⑦全国赤十字大会、九州八県赤十字大会（福岡県開催）、佐野常民生誕200年記念事業等への参画
- ⑧各種救援金（義援金）の募集、受付（随時）
  - ・佐賀県共同募金会との連携

- ・日本赤十字社佐賀県支部との連携
- ・令和6年能登半島地震 災害義援金募集（令和6年1月～12月） など

## 7. 社会福祉協議会の活動基盤整備

社協事業を効果的に実施するため民間法人としての自主性・創造性を発揮し、ボランティアや福祉団体と連携、協働により活動の基盤をつくり、地域福祉の発展に努めます。

年々複雑かつ多様化する生活課題に対応できるようにするためには、職員一人ひとりが住民の視点に立ち、住民とともに考え住民のために行動できる職員を育成することが重要です。

### (1) 組織運営

理事、監事、評議員、事務局職員の、それぞれの役割（機能）と権限を十分に活かし、自律的な組織運営を進めます

- ①「情報や課題の共有」、「報告」「連絡」「相談」の徹底を図る
- ②DX、デジタル技術の活用など、今日的な課題へ適切に対応する
- ③引き続き、事業の優先度、投資効果の検証、経常的な経費の見直し、節減を徹底する
- ④職員の「ワークライフバランス」の実現、「働き方改革」の推進を重視する
- ⑤職場内の良好な「横の連携」「縦の風通し」によるチームワークの醸成と組織力の強化
- ⑥会員（会費）の拡大や寄付・遺贈のPR拡充等、財政基盤の強化
- ⑦「新型コロナ」感染拡大や自然災害発生等に備え業務継続計画（BCP）の体制を構築
- ⑧ 安定的で持続可能な法人運営の将来像を模索し実現（SDGs取組み推進）

### (2) 人材確保、人材（人材）育成、職場環境の整備

- ①職員の職務に向き合う意識の向上、研修（組織、自主）、スキルアップなど人材育成
- ②職員の各種専門資格（社会福祉士等）の取得について勤務時間、経費等について支援
- ③職員の処遇改善の推進によるモチベーション向上と人材確保
- ④良好な職場環境の整備
  - ・文書のファイリングシステム化など文書管理の高度化（事務事業の生産性の向上）
  - ・OA機器、事務機器、機材の更新などでの事務事業の効率化、高度化（ハード、ソフト）
  - ・職員間の良好なコミュニケーション、連携と信頼の構築による環境改善（人的）
- ⑤社会環境の変化、求められ期待される社協の役割に応える体制強化のために必要な人材確保
- ⑥事務局内の連携
  - ・会長を交えた会議、事務局会議、係内会議、毎日の朝礼、個人面談 など

### (3) 役職員の資質向上、機能強化

- ①社協独自の研修に加え、自主的な研修や、県社協、地域主催の研修会に積極的に参加し、法人運営の主体である役職員（理事、事務局等）の資質向上、機能強化を図る
- ②令和6年度から、理事の定数を1人増員し10人として、事務局長と常務理事の兼務を解消して、事務局と理事会の連携と機能強化を図る
- ③理事と理事会が法人運営に関与を深めるなど、役員の役割と機能について検討を行う

### (4) 社協会員募集

社協会員の加入促進を図り、自主財源（会費）を確保し、地域に即した独自の地域福祉事業の推進を図ります。

これには、区長会など自治組織の協力が欠かせないので、日頃からの意思疎通や関係強化（区長代表者会や6地区区長会への定期的な出席など）を図ります。

地域の人口減少、高齢化が進む中で、市民の「戸別会費」の確保が困難さを増す状況で、市内事業所や各種施設など「法人会員」「法人会費」の確保が重要となるのできめ細かな対応を行います。

### （５）地域福祉活動促進のための財政基盤の強化（財源確保等）

- ①各種寄付金（追善寄付、篤志寄付等）の受入れと、活用事業の広報の強化
- ②将来、財産を社会の貢献のために使いたいと考えておられる方への対応として、寄付や遺贈の受け入れについて調査、研究を実施し、「クラウドファンディング」など新たな取り組みの研究を行う（佐賀未来創造基金との連携等）
- ③新たな財源確保や各種助成団体等からの財政的な支援について情報収集と活用を検討
- ④社協バザー用品の募集、常設バザーコーナーの充実、広報の強化
- ⑤各種の委託事業、補助事業への積極的な対応と適正な財源（委託料、補助交付金）の確保  
※「仕事を断らない」「チャンスを逃さない」職場風土、職場文化の醸成
- ⑥「消費税」の納税義務の発生など、新たな財政支出への対応（財源確保等の鹿島市との協議）
- ⑦各種の「補助金（補助事業）」や「委託金（委託事業）」のあり方について鹿島市との協議  
※本会の予算、決算の状況、県内市町の状況など具体的、客観的な資料を基に
- ⑧「旧吹上荘」の横領事件に関わる弁償金の確実な回収（継続）
- ⑨常に、業務全般の見直しを行い、効率的な職員配置や事務改善と事業効率化の推進
- ⑩それぞれの年度の収支決算での「黒字決算」を目指し、法人運営を安定化させる

### （６）各種機関との連携

- ①佐賀県や鹿島市等の行政機関との連携
- ②全国社協、佐賀県社協、共同募金会等の関係機関との連携
- ③日本赤十字社鹿島市地区（日赤会費募集、災害義援金募集、被災地支援など）として連携
- ④鹿島市民生委員児童委員協議会（6地区）、同連絡協議会（会長会）への出席（毎月）、連携
- ⑤鹿島市主任児童委員部会（12人）への出席（奇数月開催）
- ⑥鹿島市区長会（84行政区）、地区振興会等の自治会や市民組織との連携
- ⑦福祉事業者（社会福祉法人、NPO等）と法人の「地域貢献事業」を通じた連携
- ⑧佐賀県都市社協連絡協議会（県内10市社協）への参画
- ⑨杵藤地区社協連絡会（3市4町社協）への参画
- ⑩佐賀県社協職員連絡協議会（職連／県内10市10町社協）との連携
- ⑪旧鹿島藤津地区社協（鹿島市、嬉野市、太良町）の連携強化等の研修会開催
- ⑫藤津鹿島地区成年後見センター（嬉野市社協）との連携
- ⑬弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職の関係団体組織との連携 など

○参考資料

令和6年度 年間の主な事業

月	社会福祉協議会の事業	関係団体の事業（連携、協働）
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者実態調査(民生委員協力)</li> <li>・民生児童委員連絡協議会(毎月出席)</li> <li>・6地区民生児童委員協議会(毎月出席)</li> <li>・主任児童員部会(奇数月)</li> <li>・例月出納検査(毎月実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市老人クラブ連合会評議員会(総会)</li> <li>・その他、関係団体の総会等への出席</li> <li>・各種委員会等への参画(年間)</li> <li>・県社協、県共募、日赤等の各種会議(随時)</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協会費、日赤会費募集(区長会等)</li> <li>・地域福祉活動助成事業募集(区長会)</li> <li>・定期監査(事業実績、決算)</li> <li>・全国赤十字大会(東京):運動月間(5月)</li> <li>・まちづくり出張講座(年間、随時)</li> <li>・サロン、会食会等の活動支援(年間、随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島市民生児童委員連絡協議会(研修会)</li> <li>・はばたけボランティア</li> <li>・ボラ連加入団体(総会、研修会等)</li> <li>・国スポ、全障スポ(バグジー大会等)</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会(事業実績、決算)</li> <li>・評議員選任、解任委員会(随時)</li> <li>・定時評議員会(事業実績、決算)</li> <li>・県都市社協、杵藤地区社協(会議、研修)随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉懇談会(市内6地区)6月～7月</li> <li>・県社協の各種研修会等(随時開催)</li> <li>・地域での「まちづくり懇談会」(随時)</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島市議会との勉強会(随時)</li> <li>・社協だより発行(前期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉懇談会(市内6地区)6月～7月</li> <li>・市ボランティア連絡協議会(研修会等)</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島市長との面談(事業報告等:随時)</li> <li>・24時間テレビ(募金活動、街頭募金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の夏季休暇における事業連携</li> <li>・福祉教育の事業連携(年間、随時)</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金依頼(区長会等)</li> <li>・学校、地域での出張講座(防災等)随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災研修会(防災の日研修等)</li> <li>・市内の施設、団体(研修会、秋まつり等)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤い羽根共同募金(10月～12月)</li> <li>・地域福祉たすけあい募金</li> <li>・中間監査(監事)</li> <li>・社協だより発行(第1回:前期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター設置研修(随時)</li> <li>・市民ボランティア団体の諸事業との連携(随時)</li> <li>・防災研修バスツアー等(参画、連携)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金(街頭募金)</li> <li>・九州八県赤十字大会(福岡県開催)</li> <li>・鹿島市法人指導監査(一般、特別)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体機関等の活動、研修会(年間、随時)</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業・予算の協議(鹿島市等)</li> <li>・社協だより発行(後期)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体機関等の活動、研修会(随時)</li> <li>・かしまこどもフェス(第3回)</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協事業全般の進捗状況の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ボランティア連絡協議会(研修等)</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会(指導監査対応等)</li> <li>・役員、職員の合同研修会(県社協)実践発表等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度へ向けての意見交換(各団体)</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協、県共同募金、日赤県支部(各種会議)</li> <li>・理事会(事業計画、予算)議決</li> <li>・評議員会(事業予算、予算)説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア連絡協議会(次年度計画、予算)</li> </ul>

## 法人運営の基本理念となる関係法令など（抜粋）

### 1. 日本国憲法（昭和21年11月3日交付）

#### 第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 第25条【生存権、国の生存権保障義務】

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### （説明）「生存権」から「幸福追求」へ

これまでの「社会福祉」は、「憲法第25条」で定める国民の「生存権」「最低限度の生活」の保障に重きが置かれてきた。

これからの「社会福祉」は、それに加え、個々の国民の「幸福追求の権利」という視点を重視していくことが欠かせないとされている。

### 2. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

#### （市町村社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3. 社会福祉法人 鹿島市社会福祉協議会（活動の理念・指針）

- ・考えよう 進めよう みんなで支えあう 福祉のまちづくり
- ・誰ひとり取り残さない、人に優しい福祉のまちづくり
- ・「福祉のまちづくり」&「福祉でまちづくり」